

健康経営推進の取組み

健康経営とは

1 背景

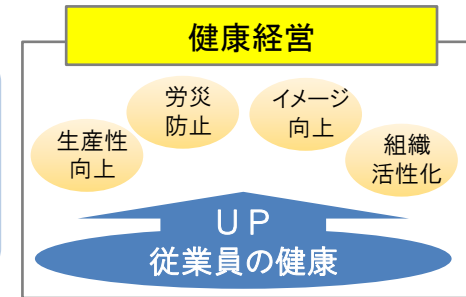
高齢化社会の急速な進展により、生産年齢人口の減少や医療費の増大に伴う社会保険料の負担増など、企業を取り巻く環境は厳しさを増している。

このような状況のもとで、企業が自主的に従業員等の健康づくりに取り組み、従業員等の健康増進や健康寿命の延伸を図る必要が生じている。

2 健康経営とは

健康経営とは、従業員の健康保持増進の取組が、将来的に収益性等を高める「投資」であるとの考えのもと、『健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること』です。

企業が健康経営の理念に基づき、従業員の健康保持・増進を行うことは、医療費適正化だけでなく、右図のように労災防止等様々な効果につながり、ひいては企業業績等の向上にも寄与するものと考えられます。



3 社会の動き

○「健康経営銘柄」の選定・・・健康経営に積極的に取り組む企業を株式市場で評価する仕組み。平成28年1月には25業種25社選定。

○「日本健康会議」の発足・・・経済界・医療関係団体・自治体のリーダーが手を携え、民間主導で国民の健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図っていくことを目的とした民間組織「日本健康会議」を発足。官邸を中心に厚労省及び経産省による支援の下で、2020年までに健康経営に係る数値目標2つを含む8つの宣言を達成することを目的に活動。

(宣言抜粋)宣言4: 健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。

宣言5: 協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。⇒2017年8月末12,195社

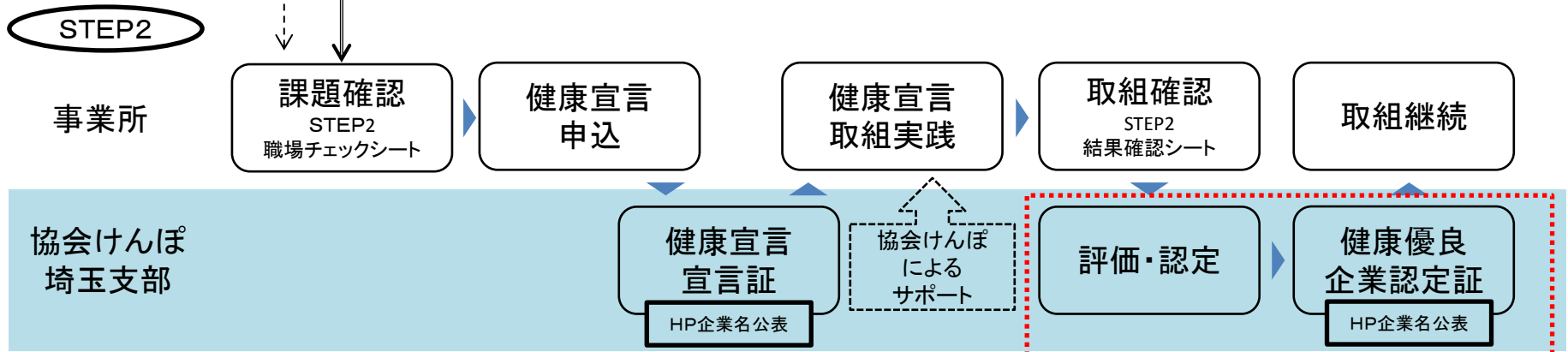
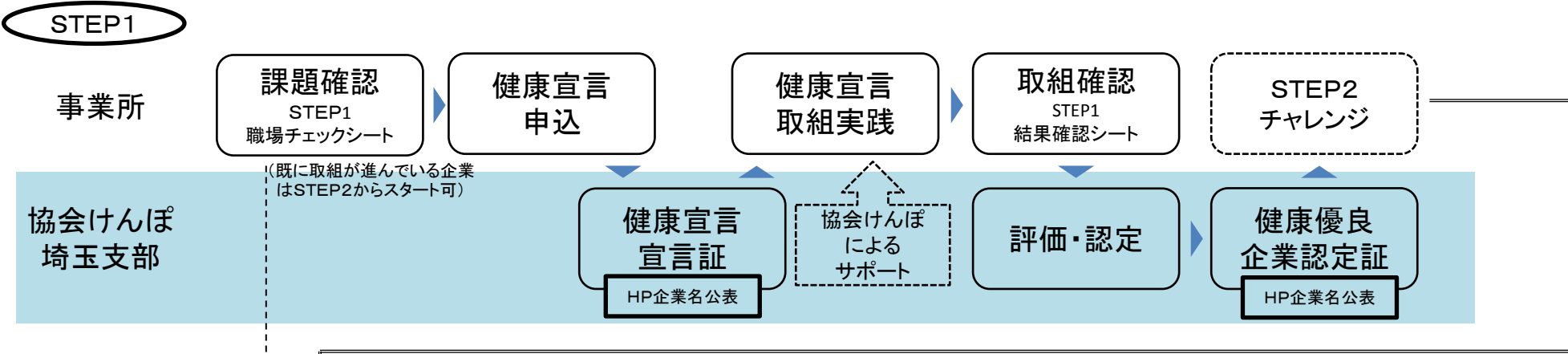
○「健康経営優良法人認定制度」の実施・・・経済産業省が日本健康会議と共同で、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組のもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業、医療法人等の法人を顕彰する制度

4 健康経営優良法人認定制度

○大規模法人部門・・・上場企業に限らず大規模法人のうち保険者と連携して優良な健康経営を実践している法人について、2020年までに500社を「健康経営優良法人～ホワイト500～」として認定・公表する。⇒2017認定235法人

○中小規模法人部門・・・日本健康会議が掲げる宣言5との連携を図り、協会けんぽ等の保険者の進めている「健康宣言」に取り組んでいる中小企業、中小規模の医療法人から「健康経営優良法人」として認定・公表する。⇒2017認定318法人

協会けんぽ埼玉支部の健康宣言事業(平成28年11月22日開始)



- 健康宣言事業参加企業への特典(例)**
- ・健康優良企業認定証の発行
 - ・事業所の健康度分析資料の送付
 - ・協会HP等での公表
 - ・「健やか」保証制度申請に係る認定
 - ・健康経営企業の認定(埼玉県・さいたま市)
 - ・健康経営企業の表彰(埼玉県)
 - ・経済産業省の健康経営優良法人認定制度への推薦

埼玉県による認定(予定)

特に優秀な取組を継続している企業について
県による表彰等

埼玉支部における健康経営実施状況

1 健康宣言

協会けんぽ埼玉支部においては、平成28年11月22日より「健康宣言事業」を開始しました。
平成29年12月末時点で、65社が健康宣言を行っています。
また、健康保険組合連合会埼玉連合会においても同様のスキームで健康宣言事業を開始しました。

	宣言企業数	認定企業数
STEP1	57社	—
STEP2	8社	—

2 健康経営セミナー等

協会けんぽ埼玉支部では、健康経営の具体的方法の提案や企業の事例紹介を通じて、事業主の皆様へ健康経営についての理解を深めていただけるよう、平成29年7月27日に埼玉県との共催により健康経営セミナーを開催いたしました。

また、健康経営の必要性を伝え、実施へのきっかけを作る普及・推進者である健康経営アドバイザーを埼玉県内に増やすため、平成30年2月14日に東京商工会議所との共催により健康経営アドバイザー研修(初級)を開催いたします。

健康経営セミナー	
日程 場所	平成29年7月27日(木) 大宮ソニックシティ市民ホール
プログラム	■基調報告 関東経済産業局 ■基調講演 根本 忠一氏(公益財団法人 日本生産性本部 メンタル・ヘルス研究所 研究主幹) ■取組発表 増木工業株式会社 全国健康保険協会埼玉支部
参加人数	158名

健康経営アドバイザー研修(初級)	
日程 場所	平成30年2月14日(水) さいたま市 生涯学習総合センター 多目的ホール (シーノ大宮センタービル10階)
プログラム	■研修講師 中小企業診断士、社会保険労務士 ■研修内容 健康経営の背景、中小企業の現状と課題、 健康経営に取り組むために必要なこと ■効果測定 マークシート式10問他
修了認定	効果測定が7割以上正当、かつ、決意表明記入の方
定員	100名

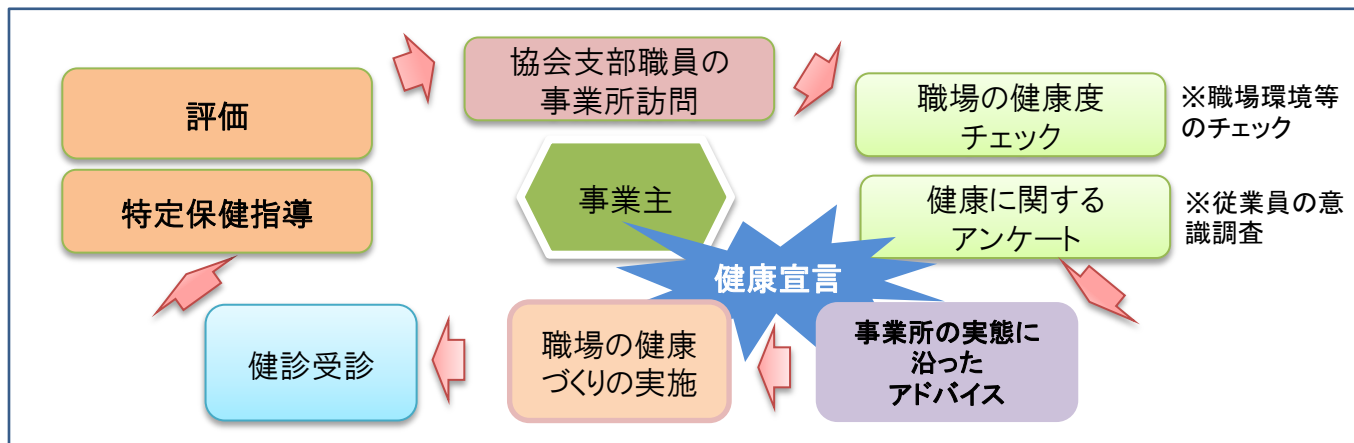
埼玉支部における健康経営実施状況

3 コラボヘルス

協会けんぽ埼玉支部では、事業主と連携した職場における健康づくり(コラボヘルス)を実施しています。

事業主は協会けんぽ等が実施する保健事業や健康経営に向けたサポートを有効に活用することにより、実施体制やノウハウ不足等の課題を解消し「健康経営」に取り組むことが可能となります。

平成29年12月末時点で、健康宣言企業のうち11社がコラボヘルスを行っています。

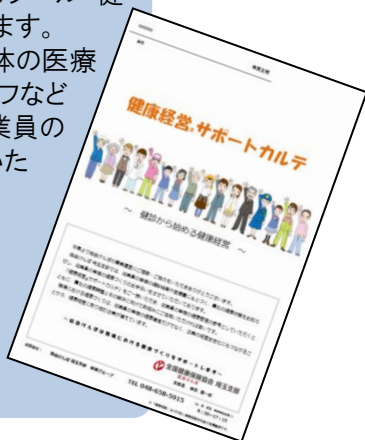


4 健康経営サポートカルテ

協会けんぽ埼玉支部では、健診結果データ及び医療費データを基に、企業の従業員の方々の健康状態を見える化し、事業主様が取り組むべき健康課題を一目で見えるようにするツール「健康経営サポートカルテ」を作成しています。

従業員のリスク保有割合や企業全体の医療費の状況等をレーダーチャートやグラフなどにより、わかりやすく表示しており、従業員の健康づくりや労災防止等に活用していただきたいと考えています。

平成29年4月までで、サンプル版も含めて2,266事業所へ配付しています。



【健康経営サポートカルテ配付による効果】

配付事業所数	事業者健診結果提供の同意書提出	事業者健診結果データの増加件数(見込)	健康宣言を行った事業所数
2,266事業所	68事業所	約3,000件	4事業所

【電話勧奨結果】

(4月に送付した680事業所)

健康経営サポートカルテ		件数
A.見た	理解した	192
	理解できない	7
B.見ていない		112

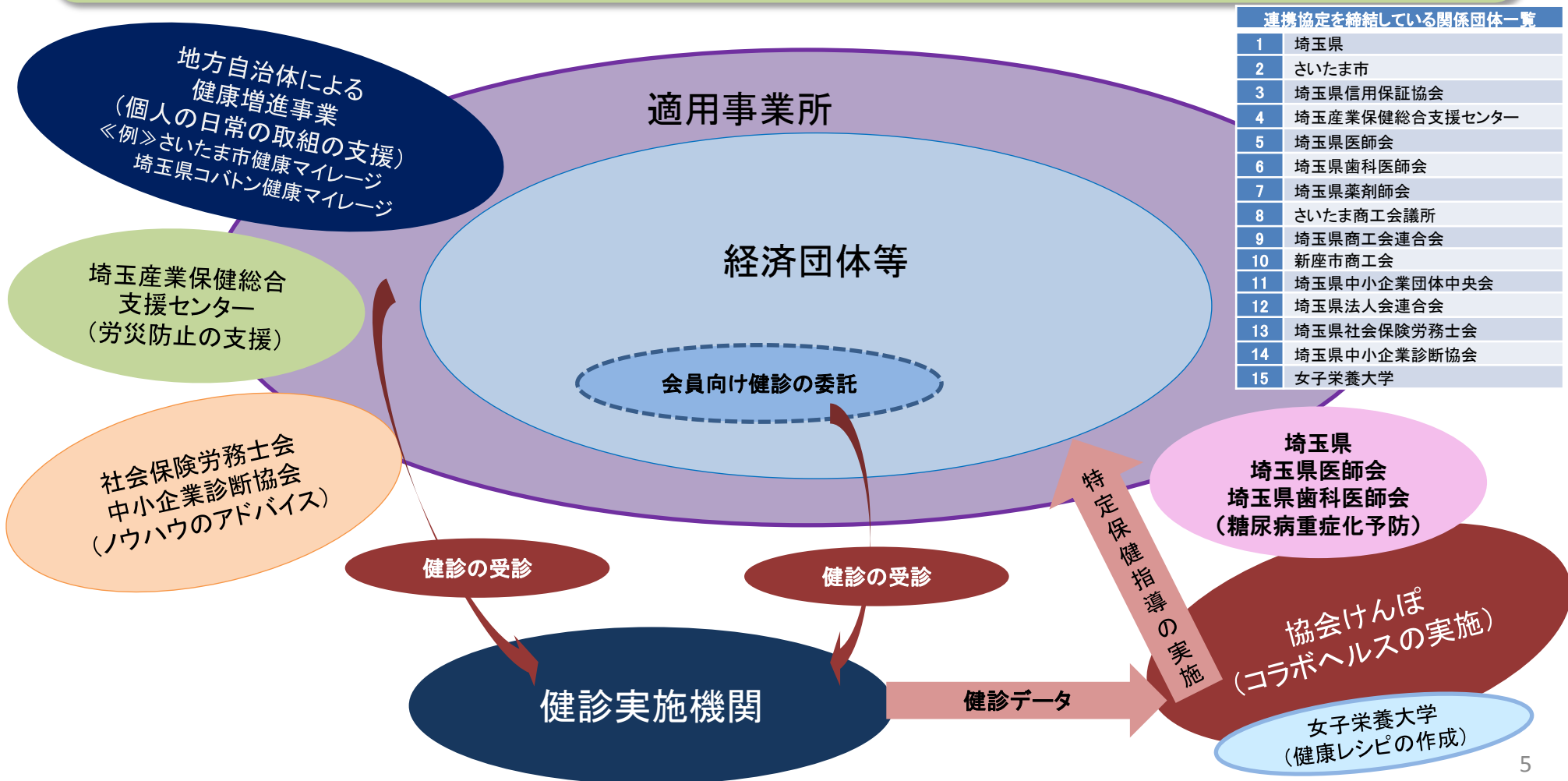
勧奨結果		件数
1.生活習慣病予防健診を受診		437
同意書	2.提出意思あり	6
	3.検討する	109
	4.提出拒否	16
5.その他		112

連携による「オール埼玉」でのサポート

中小規模事業所が健康経営を実施するための課題解消に向けた支援

企業の多くは経済団体や業界団体等に所属しています。経済団体等の中には会員向けに健康診査を実施しているところも多く、経済団体等と連携し健診後の特定保健指導を協会けんぽが実施することにより、結果的に従業員の健康管理の重要な部分を支援することになり、労働災害防止にもつながります。

また、関係団体との「健康づくり包括協定」を進め、中小規模事業所が健康経営を実施するための課題解消に取り組んでいます。



埼玉県コバトン健康マイレージ

平成29年4月から開始された「埼玉県コバトン健康マイレージ」事業の実施主体として参加し、6月より加入者の参加登録を開始しました。本事業を健康宣言企業へのサポートメニューに加えて健康宣言企業へのサポートを充実させるとともに、企業の従業員への健康づくりを促進していきます。平成29年11月末までに75名の方が参加しています。

埼玉県コバトン健康マイレージ

埼玉県が推進する事業で、歩数計によって計測された歩数等に応じてポイントが付与される事業。協会けんぽ埼玉支部が実施主体として参加したことにより、協会けんぽ埼玉支部の加入者であれば、当該事業に参加することができ、参加者は、歩数計(スマートフォンの専用アプリ)によって計測された歩数等に応じてポイントが付与され、付与されたポイントを抽選による商品の交換等に活用できる。

【実施主体】25市町村、5事業者、3保険者

仕組み

WEBで申込み

コバトン健康アプリ
をダウンロード

ウォーキング

アプリで送信

ポイントに応じて
自動で抽選に参加

付与ポイント

【歩数ポイント】

1日の歩数	付与ポイント
10,000 ~	1,500
9,000 ~ 9,999	1,200
8,000 ~ 8,999	1,000
7,000 ~ 7,999	700
6,000 ~ 6,999	600
5,000 ~ 5,999	500
4,000 ~ 4,999	400
3,000 ~ 3,999	300
0 ~ 2,999	0

【ボーナスポイント】(一部抜粋)

ボーナスポイントの名称	付与ポイント	付与のタイミング
送信ポイント	抽選で10~50ポイントを付与	1日1回
リーグポイント	在籍しているリーグ及び週間1日平均歩数に応じてポイントを付与 ※ポイント数は別に定める	週1回
リーグ順位ポイント	リーグランキング上位者に付与 1位 100ポイント 2位 50ポイント 3位 25ポイント	週1回
毎日1万歩達成ポイント	1日1万歩以上を月間で20日以上達成すると1,000ポイント付与	月1回
特定健診受診ポイント	特定健診を受診した場合、時点の取得ポイントを2倍(時期は別に定める)	年1回

健康経営優良法人認定制度(経済産業省)

これまで上場企業に限られる「健康経営銘柄」が制度化されていましたが、平成28年度から、経済産業省が日本健康会議と共同で、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業、医療法人等の法人を顕彰する「健康経営優良法人認定制度」が創設されました。

本認定制度には、規模の大きい企業や医療法人を対象とした「大規模法人部門」と、中小規模の企業や医療法人を対象とした「中小規模法人部門」の2部門があり、平成28年8月に埼玉支部加入の7事業所が「健康経営優良法人2017(中小規模法人部門)」に追加認定されました。

健康経営優良法人2017(中小規模法人部門)

認定法人名(埼玉分抜粋)	
埼玉	株式会社エム・テック
埼玉	株式会社光英科学研究所
埼玉	新星機工株式会社
埼玉	株式会社シンミドウ
埼玉	株式会社中央医研
埼玉	株式会社ハマ電子
埼玉	増木工業株式会社

<健康経営に係る顕彰制度の対象法人>

	【健康経営銘柄】 	健康経営優良法人 【大規模法人部門】 	健康経営優良法人 【中小規模法人部門】 
製造業その他	東京証券取引所 上場会社	301人以上	300人以下
卸売業		101人以上	100人以下
小売業		51人以上	50人以下
医療法人・サービス業		101人以上	100人以下

健康経営優良法人制度への申請は、加入している保険者を經由して行うことになっています。なお、中小規模法人部門は、「健康宣言」をしていることが申請の条件になります。

健康経営優良法人2018の認定の流れ

